

初診対面診療の例外 (オンライン診療における緊急避妊について)

緊急避妊におけるオンライン診療

○ 緊急避妊薬を取り巻く課題とこれまでの議論

日本では、人工妊娠中絶数が年間164,621人(*)に上る中、避妊の手段の一つである緊急避妊薬が処方薬であることや入手しづらいことについて、これまで繰り返し議論されてきた。

2017年、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」において緊急避妊薬のスイッチOTC化が、「性教育の浸透」等の周辺環境に関する課題等を理由に見送られた。一方で、SNSなどを利用した海外からの輸入薬の転売や譲渡が散見され、2019年2月には、フリマアプリを使用した転売によって逮捕事例が発生するなど、違法なやりとりが横行している。

* 参考：平成29年度衛生行政報告例の概況

○ オンライン診療の初診に関する基本的考え方

オンライン診療においては、患者の状態について医師が得られる情報が対面診療に比べ限定的であるため、主に診断等の判断が必要となる初診は対面診療が原則である。

ただし、オンライン診療を用いて得られた患者の心身の状態に関する情報のみであっても、診断や治療方針の決定が可能であり、かつリスクが極めて低い場合においては、例外として対面診療を組み合わせないこと(初診からのオンライン診療)を可能としている。

○ 緊急避妊にかかる診療と緊急避妊薬の特徴

緊急避妊薬は、性交後72時間以内に内服する必要性があり、迅速な対応が求められるものの、地方において産婦人科を受診しにくい状況や、デートレイプを含む犯罪などが関係する場合などにおいてもアクセスがしにくいという指摘がある。

一方で、「緊急避妊法の適正使用に関する指針」(参考資料11)において緊急避妊薬を処方すべきかの判断は過去の月経などの情報を的確に聴取し判断する必要があるとされている。

オンライン診療で緊急避妊に対応する場合の課題と論点

○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念点

- 容易に緊急避妊薬が入手可能になり、適切な避妊法が行われなくなるのではないか。(1)
- 緊急避妊薬を用いても避妊を防げないことがあるなど、使用者が十分な知識を持ち得ていないのではないか。(2)
- 緊急避妊薬を求める女性の中に、犯罪被害が疑われる場合、十分な対応が困難ではないか。(3)
- 緊急避妊薬が必要以上に流通すると、転売等により組織的な犯罪に使用されるのではないか。(4)

○ オンライン診療による緊急避妊薬の処方に対する懸念への対応案

繰り返しアフターピル処方を求める利用者(1)

内服の確認を徹底するとともに、他の避妊方法の紹介や産婦人科受診勧奨を入念に行う。

知識不足や緊急避妊の失敗する懸念に対して(2)

十分な知識を持った医師が説明を行い、近医産婦人科を紹介する等、3週間後の産婦人科受診の約束を取り付けること。

利用者が犯罪被害を受けた可能性がある場合(3)

最寄りの警察署への相談を促す。未成年の場合は、児童相談所に通報する。同時にカウンセリングを実施する。

転売等のリスクに対して(4)

医師は一回分のみの処方を徹底し、薬局での薬剤師の前での内服する等を推奨する。

○ 検討事項

上記のような問題点と対策案を踏まえて、緊急避妊の必要がある場合を初診対面診療の原則の例外事項とすることについてどう考えるか。例外事例とする場合は、その要件についてはどう考えるか。